

予算特別委員会会議録（4）（12.3定）			
日 時	平成12年 9月20日（水）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 7時31分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	西脇委員長、前田副委員長、成田・斉藤（裕）・新谷・見楚谷・久末・小林・佐々木（勝）・武井・高橋・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・市民・福祉・環境・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員 長 署 名 員 署 名 員 書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に見楚谷委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

なお、渡部委員が武井委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申し出がありますので、これを許します。

○環境部副参事

昨日の斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「小樽市廃棄物最終処分場埋立業務に当たっての特記仕様書（Ⅱ）第4条、対象廃棄物等搬入量と平成12年7月1日樽栄環境整備株式会社が提出した小樽市廃棄物最終処分場事業計画書にある埋立量及び覆土量に整合性はあるのか。日処理重量と容量を基に説明を求める。」という質問ですが、これにつきましてでありますけれども、埋立ごみ量の容積と重量の換算について、環境部職員がお答えした数値は、ごみが家庭や事業所から排出された状態での数値であります。他方、最終処分場での埋立の換算については、搬入されたごみを引きならし及び転圧等で圧縮した状態での数値を用いることにしており、排出当時の換算数値は処分場での埋立量の換算数値とすることにはならないと考えております。

また、業務委託特記仕様書と委託業者提出の事業計画の埋立量の数字については、特記仕様書記載の埋立見込み量が平成11年度埋立実績量による数字ですが、見込み以後において家庭系ごみの透明袋制度による減量や事業系ごみの処分手数料有料化、一部の産業廃棄物の寅吉処分場振り替え及び資源物の資源化振り替えによる埋立量の大幅減量が見込めることとなり、7月以降の毎月埋立量を平均5,000トン程度と想定し、今年度約4万5,000トンを予定し、それを第1から第3工区の埋立容量4万1,500立米で対応しようとするものであります。万が一容量が不足の場合については、第4工区について検討することとなります。

次に、市長答弁、ごみ2メートル50センチ、覆土50センチ、7月1日から既に実施されている。これに関連してのご質問でございますけれども、これにつきましては、前段私の方から答弁するについては埋立業務についての委託特記仕様書のごみ5メートルにつき覆土30センチの記載は、数字の入れ違いによる誤りであり、正しくは、ごみ3メートルにつき覆土50センチであります。この考え方に基づき、埋立準備作業段階における委託業者との協議により、市長が本会議で答弁したとおり、ごみ2.5メートルにつき覆土50センチとして実施しているものであります。記載の不手際については深くおわび申し上げます。

その次に、ご質問の（ア）といたしまして、「委託業者が当初積算の基礎とした5メートル30センチ方式と変わったことによる見積もりの影響は幾らか、道単をもとに示せ」ということでございますけれども、当初から3メートルと50センチの基準で算定していることや、委託料算定が主に1日単位などの人件費や機械操業によっていて、また、使用燃料も市の提供品の対応であることなどから、委託料の影響はほとんどないものと考えてございます。

次に、（イ）ですけれども、「この方式に変更したことにより、当然最終処分場の寿命は縮まったと思われる。それは幾らか」でございますけれども、埋立方式を大きく変更したものではなく、埋立業務は最終処分場基本計画を埋立計画期間に沿って実施をしておりますので、埋立計画期間は計画どおり平成26年度まで15年間と見込むことができます。

（ウ）といたしまして、「（イ）に関連し、そのような重大な事項を市長と相談もせずに決めたのは問題ではないか」については環境部としては大きな変更とはならないことから、市長とはご相談をしておりません。

それから、（エ）の「覆土量は幾らになるのか。そのうち仮覆土量は幾らか」というご質問でございますけれども、覆土量は小堰堤との関係なので工区間に差がありますが、埋立開始当初の今年度は、ごみ100に対し覆土量40の割合で、今年度の覆土量総量は約1万6,000立米と見込んでおります。

なお、仮覆土量については、正確には把握できませんが、埋立全期間の覆土量の割合が埋立ごみ量の30%として
いることなどを考え合わせますと、覆土量割合40のうちの5ないし10程度ではないかと考えております。

次に、3番目のご質問でありますけれども、「1日当たりの埋立面積は当初どのように協議していたのか。面積が
広ければ広いほど5メートルに占める仮覆土の量が増加するのではないか。日埋立量及び埋立面積と仮覆土の試算
を示せ」ということでございますけれども、1日当たり埋立面積については、極力狭くすることが望ましいのです
が、埋立開始早々ということで、重機作業等のために一定面積の土場が必要であることから、まず、搬入道路先か
ら堰堤までのほぼ全体区間において、ごみの埋立と仮覆土を行い、これを8月末完成をさせ、その後、埋立面積を
縮小して、それ以外の区域はごみが見えなくなる程度までの仮覆土を行いました。1日埋立量は7月から8月平均
で250トン程度、仮覆土量は土場造成とともに実施してきている関係で、区分してお示しすることはできません。ま
た、現在の埋立面積は約1,000平米ほどとなっております。現在の埋立面積が1,000平米というのは、今現在埋め
ている場所という意味でございます。

次、4番目、「業務委託契約書第8条(業務委託内容の変更等)に基づき市は委託業者に通知した書面の写しの提
出を求める」、この内容でございますけれども、埋立業務仕様書の変更については、共通仕様書第3条第7の規定に
より協議によっており、特段通知はしておりません。

○市長

先日の私の答弁と仕様書の数字の違いでございますけれども、今環境部の方からご答弁したように誤記というこ
とで、大変申しわけなく思っております。ただ、実際業務は答弁したとおり実施いたしておりますので、仕様書の
訂正については早速変更するように指示をいたしております。

○委員長

昨日に引き続き、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑を行います。

質疑の順序は、市民クラブ、自民党、共産党の順序となります。

○斉藤(裕)委員

◎廃棄物最終処分場埋立業務について

ただ今の発言がありましたが、数字がたくさんあり書き切れなかったため、これは終了後、各会派の皆さんに数
字的なものをまとめて資料として提出してください。おたずねしますけれども、第1工区埋立量、これは月4,80
0立米、これはごみと考えていいですか。

○環境部副参事

ごみと考えていただきたい。

○斉藤(裕)委員

素朴な質問を申し上げますけれども、埋立ですから今の説明ですとごみを持ってきて転圧をした。ブルドーザ、重
機類でつぶして転圧したんでしょうね。また、施設の稼働日数も月4,800立米と書いてあるものの若干祝祭日
の関係などで変化もあるでしょう。仮にこの資料を素直に読みまして、搬入されたごみが形を変えて月に4,80
0立米になったよ。それ、結構としましょう。仮に30日稼働しているかどうかわかりませんが、日で割り返した
ときに30日稼働として160立米ですよ。転圧した結果。24日稼働としたら1日200立米ですよ。そうする
と。転圧するとごみというのは160立米だとしたら、立米当たり2.35トン、24日稼働して転圧を続けたそ
の計算からいくと、1.885立米当たりのトンになるわけです。つまり、ここで示しているのは、小樽市のごみ
というのは持ってきて転圧をしたら土よりも重くなるということなんです。そういうことに読み取れませんかこれ
は。だから私はそのことに着目してこの数量は合っているんですかというんです。皆さんからいただいた資料、そ

して樽栄環境整備の資料、覆土量が6,000立米、この1工区が6,000、2工区、3工区で5,100立米ずつ、覆土を使いますよと言っているわけです。それは年間トータルして30,000トンですよ。と言っているわけです。これはここに土木の技術者の方がおられるかわかりませんが、1.9掛けたんでしょう。きっと。概ね。土の量で計算した。ところが、それに転圧したらごみがそれに匹敵するほど重くなるんですか。その辺を説明してください。

○環境部長

先ほどかなりのお答えをいたしましたように、委員からの質問の記載にあります。仕様書にある年間の10万トンなり3万トンという数字は見直し、相当量、減量することができたと、このことを申し上げました。したがって、先ほどの説明にありましたようにひと月平均、言ってみると、ここで第1工区だけ言いますと、月4,800立米という数字に対応するトン数は、平均の数字でありますので、これに対応するものでは概ね5,000トン程度という風なことでご理解いただきたいと思います。そういう意味で言いますと5,000トンが約4,800立米という風なことでございますので、大体1、1くらいの割合でこれは伍助沢で長いことやっている経験から求めて転圧されたあとの段階からの状況からすると1トン当たり1立米1トン程度と、一般的に埋立処分などの計画で使われている数字の1ないし1.3というのが使用されているという状況を私は承知しております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○斉藤(裕)委員

のっけからそんな話をされても困る。家庭系のごみというのは、さっきの答弁にもありましたね。私は原課に尋ねたら立米70何キロと言ってるんですよ。それを集めてきて転圧して、いろいろなものがあるから見掛けのかさはわかりませんが、そして施設に入ってくるのは1日377トン入ってくるんでしょう。減量化されてもこれに近い数字が。それを転圧されて比重がどうしてそんなに変わってくるんですか。皆さん当初から1、1で計算したの。それとも今の指摘でそういう風に1：1に。

○環境部副参事

大体、今現在の埋立処分場の稼働日数は、土日休みで平日だけでございます。そうすると20日ないし23日ということになるかと思いますが、私ども申し上げているのは、この4,800立米というのは実際のそこに入る容量でございます。それを大体、沢地でありますのでそれなりの工区で計算した容量が4,800立米、そこにひと月、先ほど部長から申し上げましたとおり、大幅な377トンが当初、11年度実績でございすけれどこれが12年度の中で修正枠の中で搬入量が大幅に減少していると、そういう中で月5,000トンくらいの量であろうということでございます。そういうことで5,000トンを4,800で割ると大体1.0からその程度の数字になると、1立米当たり1トンちょっと。そういうことでございますので今までの伍助沢の埋立処分場の我々の経験からしてもごみは1立米1トンぐらゐの程度だということで整合がとれていると、こういうことを申し上げております。

○斉藤(裕)委員

それ言われてみてもわからない。というのは、本来、最初の見込み量というのは特記仕様書に書いているものですから、この数字と最終処分場の業者から出してきた事業計画というのは合うのが本当ですよ。今の理屈でいうと、大幅に減量があったというなら、年間なんぼで計算しているんですか。

○環境部副参事

7月から3月までが45,000トン、1年間にしますと60,000トンになるかと思いますが。

○斉藤(裕)委員

当初見込んでいた10万じゃなくて6万だということか。当初発注したときは10万で発注したけれども、どうも様子を見てみたら6万もだということではないのか。

○環境部副参事

そのとおりである。

○斉藤(裕)委員

当然そうすると、覆土量も変わってくる。それはいくらになるのか。10万tで計算して、そして入札をした。40%ダウンした。それに付随して覆土量も減るかもしれない。

仕様書通りやっていくと、減る。どのくらい変わっているのか。仕様書にある数字と現在とどのくらい違っているのか。ごみが4万t減ったのは分かった。年間4万t減った。覆土量はどのくらい減ったのか。

○環境部長

純然たる意味での覆土量を、区分してはなかなかできないということである。特に初めてのシートの防御のために、かなりの土砂を搬入したということになっているので、一般的な意味での覆土量は、計画的に言うとは大体3割なので、その中で概ね仮覆土の割合は5～10%ではないかと思われるが、純然たる覆土量を区分するのは作業の面からも不可能である。ただ、実際に7、8月に入れた覆土量は約5、100tの搬入実績になっている。

○斉藤(裕)委員

実際に計算できない話でどう発注するのか。数字を定めて発注しなければ誰も発注できない。「実は、やり方によって随分覆土の仕方は変わるんだから、今言えない」じゃ何故発注の見込みに入れたのか。そんなものはおかしい。詭弁を申してるとしか思えない。発注者の計画があって、それに基づきこういう業務をして、「埋め立てをしてほしい、だから覆土は3万t使う、ごみは10万t入ってくる。これを処理するためには、あなたいくらお金がかかるのか」と言って入札をかけたのではないか。今、分からないという話にはならない。当たり前の話である。もう1点、転圧したと言うが、実際皆さんが委託業者と相談しながら埋め立て料を、転圧した量、比重はいくらか。どんな比重で計算したのか。

私達素人が渡された資料に基づいて調べるというのは、この「比重」ぐらいしかない。皆さんからいただいた資料によって単純に割りかえしていくと、小樽市のごみというのは、「転圧したら土よりも重くなる」と書いてある。平均である。一般ごみというのは立米70kgしかないと言っている。平均して土よりも重くなるようなごみは一体何なのか。

○環境部長

覆土量を区分できないというのは、覆土の他に土場を作るための土砂を、搬入する仕事を一体的にやったということの中でこなしただけということで、作業することができない、従って、7、8月の間に覆土及び土場づくり等のため、壁面保護のため、シート保護のための土砂を含めて約5、100tの搬入したということでご理解願いたい。2つ目の比重の話であるが、概ね5、000tに対して4、800立米/月の計画を当初やった以降について最終的に準備段階の経緯の中で、そういったような状況があったし、その数字自体は、伍助沢でやっていたごみ1tに対して1立米、1立米に対して1t、とほぼ近似しているので、個別に具体的にその比重を量ということはやっていないけれども、概ねそのようなことで埋め立てが可能だという見通しを立てて埋め立て作業をやっているということでご理解願いたい。

○斉藤(裕)委員

示された資料で計算していくと、非常に重いごみになっていくということは認めるか。

○環境部長

先程申し上げたように、いろいろな計画を立てているときの埋め立て状況の比重であるが、一般的には1～1.3を想定しており、その辺あたりとも整合性あると確認の中で、一般施設の基本設計をしたコンサルタントの資料でもそのようなことになっているので、後程資料をお示しして、ご説明させていただきたい。

○斉藤(裕)委員

こんな入り口で議論をやってられませんから、今部長から資料を出してくれるということですから拝見したいと思います。ただひとつ言っておきますけども、10万トンだと言ったのが6万トンと、これは減量の効果ということでしょうけど、このことについても、これがいつわかったのか、時期的なことだってあるんですよ。7月1日以前なのか。減量の効果というのはいいですか。業者から出したのは7月1日ですよ。減量の効果が分かったのはそれ以降でしょう。最初から減量とかわかったんですか。入れなくてわかったんですか。

○環境部長

最初10万トンというのは先ほど言いましたように、ここにも書いてありますように平成11年度の実績をもとにしてそういったあたりの数字をはじいたのは新年度早々の4月段階の話で、それを現説のときなんかには仕様書の中で説明をした数字の中にあったわけです。しかしその後、6月に入って以降、特に家庭系のごみの状況だとか、それから一般的にいわれる有料化による減量効果、あるいは品目の一定の部分、特に産廃の部分ですけども、先ほど申し上げたけれども、産廃の大部分を占める廃プラを寅吉の処分場の方へ振り替えるだとか、従前、受け入れをしていた資源物については搬入規制をしてそれは資源化ルートの方へ処理をするようなことの指示を6月以降にしまして、そういったことの中で6月の準備段階についての一定の判断をする必要を感じましたので、その中で概ね10万トンが6万トン程度になるという見当をつけたということですからご理解をいただきたいと思います。

○斉藤(裕)委員

トレンドですよ。おそらく。業界的に流れが来たでしょうね。目視でもだいたいの予想がついたということですね。それも併せて後程資料でください。それで先程の説明の中で5m30は単純なミスだから、積算上は問題ないんだと、そうおっしゃったように聞こえたんですが、それは間違いありませんか。

○環境部長

数字の3と5の入れ違いによる単純なミスですので、実際の算定は3mと50cmの部分でやっておりますので、3mの方を最終的に協議の中で2m50cmにしたことの差の部分は一つありますが、その部分は除きますと、基本的にそう大きな、そして先程報告申し上げましたように、委託の算定の部分はごみの量に直接連動するような委託の算定をしていないということもありまして、そう大きな変動にはならないという見通しの中です。

○斉藤(裕)委員

入札業者は3mのごみに50cm覆土すると知ったのはいつですか。

○環境部副参事

当初から承知していると思う。

○斉藤(裕)委員

もう一度答えて。当初からっていつの時点ですか。入札時点で知っていたということですか。

○環境部副参事

入札執行後、現場の方で埋立のやり方について我々の方から指示がある中で承知したと理解しています。

○斉藤(裕)委員

入札後で間違いないですね。今回落札者は予定価格の何%くらいで落札しましたか。

○契約管財課長

予定価格については公表していませんので申し上げられません。

○斉藤(裕)委員

市長に伺いますけども、今環境部の発言の中で入札業者は入札後に3m50cmの覆土と知ったのであった。私は現場説明か何かで知ったのかと思った。それが入札の終わった後だった。小樽市の環境部としてはそもそも積算というのは3mの50cmの覆土で積算していた。入札業者は5mの30cmで入札価格を入れたはずなんです。それが3mで50cm覆土するというような仕様とびたりと合うということ自体が不思議で仕方ない。

重大な疑義だと思うんですよ。確かに小樽市では予定価格を事後に公表したりしていません。だから私は予定価格いくらでしたかとは聞いていないんです。その辺は真相を確認、究明できないです、確認する気持ちが市長にはないんですか。おかしい話だとは思いませんか。

○環境部副参事

委員長。環境部副参事。

○斉藤(裕)委員

いや、市長に聞いてるんです。政治的判断ですよ。

○環境部副参事

委員長。環境部副参事。

○助役

いま市長というお話でしたが、事務的な部分もありますので私の方からお答えさせていただきたい。今原部の方から答弁させていただいたのは、業者が知ったのはいつかということでございますが、当初の入札、契約する以前から共通仕様書等、それから4項目の特記仕様書を示している訳でございまして、その中の基本となっています共通仕様書の中で埋立業務の基本的な考え方としては廃掃法の施行令の3条3項に基づく業務ですよということも謳わせていただいておりますので、こういったことからこれは要するに3mに50cmということを示している訳ですけども、そういうことを示しておりますので、当然原部としては周知をしていたというふうな理解をしていましたが、中の、個別の特記仕様書の中の今の項目で5mの30cmというような誤記があったということでございますので、そういったことから当初から想定は廃掃法施行令でいう3mと50cmということで話は進めてきたというふうに理解している訳です。

○斉藤(裕)委員

その理屈からいきますと、業者は法律に従ってということだから、当然その法律の中身を詳細に承知していて、この事は当然知っているだろうという言い方です。それならば何故法に違反した5mに30cmという仕様書が同じ1冊に入っていたら、当然業者は質問するんじゃないんですか。その質問もなかったんでしょ。つまり知り得ていなかったんですよ。そんな取ってつけたようなこと言ったら筋が通りませんよ。そして今、環境部ははっきり入札後に業者は知ったと言っている。繰り返しになりますけれども、小樽市としては、積算を3m50cmでやったんですよ。そして予定額を作ったんですよ。業者は違った仕様で積算をしたんですよ。5mというやつでしたんですよ。間違いなく。その数字が偶然にもぶつかるんですか。合致するんですか。だから何%くらいで落としたんですかということをお尋ねしたんです。

○環境部長

今助役からもお答えいたしましたように、私どもの理解では、受託した業者は既に寅吉沢で埋立のことを永年やっていますので、基本的には廃掃法の規定については承知をしていたと思っています。今参事に確認したところでは、当日、現説のときにはそのことに関する質問はありませんでした。そういった中で受託をしていただいた。そして受託後に現場でいろんな作業を準備する、打合せをする中で3m50についてどうだ、最終的に先程申し上げましたが2m50cmというようなことを何回かの協議の中でお互いに確認していったとそういうことでありますので、そういう形でのご理解をお願いしたい。

○斉藤(裕)委員

ご理解なんていう次元じゃないわけさ。認識が甘いですよ。私が、質問者が理解すればいいという話ではないですよ。これ。事実関係が。業者が皆さんに3m50cmじゃないですかと言わないのはい目瞭然なんですよ。なぜかというのは。昨日気付いたというんですから。環境部としては昨日初めて気付きましたというんだから。今まで知らなかった、つまり誰からもこれが法違反ですなんていうことを指摘されなかったんです。業者としてはだんまり

こいてたということですか。いやこれは役所が間違っただけいいや、5mで見積もりすればいいや。こういうことにはならないでしょう。今確認できる事実としては、業者は5mの覆土30cmで見積もりしたということしかないんですよ。違うんですか。それとも。見積もり自体は5m30で、皆さんには業者から生の資料がいつていると思いますけど、入札関係資料があるんでしょうけれども、私はないけれども、それには5m30cmで計算したものでなかったんですか。

○環境部長

受託者がどういう根拠で算定したかということは、5mと30cmなのか、3mと50cmなのか、その辺当たりは承知する立場にございません。

○斉藤(裕)委員

何言ってるんですか、それ。いいかげんにしてくださいよ。あんた発注者側でしょ。承知する立場にないって。いいですか。契約の条項の、昨日契約の解除の条項、財政に伺ったけれども、あの中に書いてあるんですよ。契約が履行されるかどうかということが一つの目安になっているんです。あなたたちの発注したものが、仕様書に基づいて発注する訳ですよ。それが相手が履行できるかできないかというのを見極めるのはあなた達の責任じゃないですか。いいかげんにしてくださいよ。それを入札結果だから中身もチェックしない。おそらく3m50でやっているだろう。こんなばかな話、問題発言ですよ、これ。具体的に言いますと、3mと5mでの違いということになると何が違って来るか。さっき比重についても言いましたが、ごみと覆土では比重が違う訳でしょ。比重が違ったら積算の段階で重機の稼働が違う訳でしょ。小運搬の距離が違う訳でしょ。全部違って来るんです。それが皆さんが3mで積算したものと5mで積算したものとびたりと合うということは怪しいんですよ、これ。しかも今承知する必要がない、冗談じゃないですよ。私の質問は皆さんが現場をよく見ていないということを後段に質問しようと思ったんだけど、入りの時点でこんな話だったら、納得できませんよ。問題発言だと思いますよ。

○助役

ただいま5m30とのいわゆる特記事項の誤記のことでございますけれど、これにつきましては契約時点の前の現説の時点で埋立処分の基本的な説明はしているというふうに聞いておりますので、従って業者の方もそういう感覚で、考え方で入札に臨んでいるだろうと考えておりますし、ただ契約時点で改めて特記仕様書を見たらこういうことになっていると気付いたのが最近だということで、いずれにしても、埋立費用に係わる部分が多少ある訳ですから、それは当初から基準通りの考え方でお互いに説明やら積算もそのような考え方で進んできたということでご理解いただきたい。

○斉藤(裕)委員

今の助役の発言にもありましたが、皆さん口を開けば開くほどおかしいことを言っているんですよ。あたかも暗黙の了解の中で3mで行われていたという話でしょ。こんなこと有り得るんですか。発注は5mなんですよ。その間違った間違わないという話は横に置いて今話しているんですよ。誠実に業者が見積もったとしたら5mになるに決まっているんですよ。そしたら、受託業者は永年やって、小樽市のルールとしてはだいたい3mくらいだと分かっている、まあ5mと書いてあるけれどもこれはまあいいや。仕様書は今回珍しく5mと書いてあるけれども3m出いいんだと積算したということですか。それが仕様書と違う積算をしていたということと同じなんですよ。仕様書を無視したということですよ。

○環境部長

仕様書についてでございますけれども、助役もちょっと申しあげましたけれども、仕様書には全部で5通ありまして、そのうちの共通仕様書といって全体を網羅する仕様書の中で廃掃法の規定を引きまして、3mに対して50cmの覆土という趣旨の条項がございます。そういう条項がある中で、特記仕様書の方は3と5を入れ違って5m30cmとなっているので市の書類全てが、間違いは間違いとしてありましたけれども、仕様書の基本的な考え方

としては3mと50cmと、そういうふうなことで私ども、今もお理解しているわけです。その辺当たりについて今申し上げました。

○斉藤(裕)委員

間違った側は3m50cmですと言わざるを得ない。だけど、書いたものを渡されてそれを積算すれば書いたとおりにするのが当たり前なんじゃないですか。そんなこといくら言ってもだめなんですよ。納得しますか。誰かが理屈で、そんなもの。永年の付き合いで分かってくれるからというなら仕様書なんていらんじゃないですか。委員長これ、水かけ論になってきているので、どうします。結局業者と暗黙の了解の中で、書いたものは5mと書いてあるけれども、業者は3mと分かってくれているはずだと言っている訳ですよ。でもそんなものは我々が確認する資料には何もないわけですよ。ましてやその中身の積算の方法は環境部にしか分からないわけですから、環境部として積算の内容はどうだったんだと聞いたら、私達は関係ないと言っているんですよ。行政が受託した内容について承知する必要がないとまで言い切ってしまったんですよ。こういうことであればすれ違いが続くと思うんですけども、ちょっと取り計らいお願いいたします。

○委員長

今皆さんもやりとりを聞いていておわかりのとおり、仕様書は5メートルにつき30センチ、しかし実際は3メートルにつき50センチの覆土をするということが前提としてあったんだと。しかし、実際にやられている仕事は2.5メートルにつき50センチ。聞いてる方もですね、しかも、この事前の打ち合わせというのは口頭だけで終わった。書面でのやりとりはない。業務の変更ですね。

いろいろまだまだ交通整理しなければならない問題があると思いますので、この際、暫時休憩させていただきまして、直ちに理事会を開き、以後のこの件についての取り扱いを協議させていただきたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○武井委員

今、大体委員長がおっしゃったような雰囲気でございますけれども、私は理事会を開いて結論が出る問題なのか、その前にですね、私は、どうも答弁をしている方が何か堂堂巡りしているような感じがしてしょうがない。理事会の方の問題でなくて、むしろ理事者の方の答弁の方の問題ではないかなという気がするんです。ですから、理事者はもう少しきちんと、やはり助役がおっしゃったら、助役の方のは事実なのかどうなのか、その線に向かって答弁をきちんとするとか。どうもね、ちぐはぐちぐはぐ、僕らが聞いておってもちぐはぐのような感じがしてしょうがないんです。

ですから、理事会を開いて果たしてこれ、理事会の方は皆さんそう思ってると思うんです。質問に対して答弁の方がうまくいってない。どうもすっきりしない。こう思うので、むしろ私は、まあ理事会開くのは結構ですけども、開いたってですね、こちらの方の言ってることは何も間違っていない。だから、やはり理事者の方にもう少しきちんと。

○委員長

委員長としてはですね、環境部を中心とする関係の皆さんの答弁のですね、昨日提出されたこれに対してお答えされたわけですけども、もしいろいろと、これが出された結果、またいろいろと食い違いが出てきたという状況ですので、答弁する側に時間を与えたいわけです。

それで、それ以降の話はちょっと理事会でないとまずいので申し上げられませんが、いずれにしても暫時休憩をとらせていただいて。

○小林委員

1点だけ、仕様書の、今部長の答弁の中で5通の中に3メートルと50センチというのがあるという、それもう一度ちょっと。

○委員長

だから、あるんでしたら、それも資料として提出してください。その5通のは全部出してもらいます、資料として。

いずれにしても、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時47分

再開 午後5時40分

○委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

○斉藤(裕)委員

質問いたします。

先ほどの休憩の間に、理事者の皆さんとのやりとりを議事録を起こしていただいたり、また、いろいろな皆さんのご意見もちょうだいいたしました。

議事録に改めて目を通しますと、やはり私の質問に対して的確な答弁でなかったり、非常に不可解な答弁が散見されます。特に、当初見込んでいたごみの搬入量が10万から6万に推移していた、変わっていた。これが年度当初にわかっていたということが今回の議会で明らかになった。

そこで、本来であれば私たち議員の質問というのは、一つ一つの検証の積み重ねによって結論を導き出すということをするのが筋なのでしょうけれども、そういう方法で行くと莫大な時間がかかる。または、昨日から続いていましたけれども、休憩、休憩、こういう非常に効率性に欠ける議会運営になってしまうという心配もあります。

そこで、委員長のもと各会派の理事の皆さんと協議をさせていただいて、また協力をいただいて、私の質問の意図または落としどころというのを淡々と伺って答弁をいただく、こういうことに変えさせていただきたい、こう思います。

何点か単刀直入にお尋ねします。

当初10万と見積もっていた搬入量が6万になった。これは40%減という大きな数字の動きです。また、覆土の関係の手法も変わっている。ここで改めて1点目ですけれども、搬入量を年間6万トンとし、2メートル50のごみの厚さ、その上に50センチの覆土、この方式で再積算をすべきだと、こう思いますが、どうですか。

○環境部長

ただいまの再積算のご質問についてでありますけれども、ご指摘のとおり、処分量が大幅に減量見込み、現実になんといった状況になってきておりますので、それなりの影響はあるというふうに考えております。したがって、今ご指摘があった埋立方式を2.5メートル、プラス50センチにした分を含めて再算定をしなければならないというふうに思っています。

ただ、実績は、先ほど申しあげましたように、実績が現実になんといった状況、なんといったことを押さえることだとか、あるいは技術部門の方々の協力をいただいて綿密な算定をしなければならないと思っておりますので、若干そのための一定の時間をいただきたいというふうに思います。

○斉藤(裕)委員

次に、前半の質問で、委託業者が果たして特記仕様書どおりに見積もっていたのか。答弁によりますと、3メートル方式で見積もっていたのか5メートル方式で見積もっていたのか、これがあいまいです。これはいろいろな疑問を後々生じさせる可能性もありますから、はっきりさせておきたい。速やかに委託業者に入札に当たった積算根拠を開示させる、こういう要請をすべきだと思いますけれども、どうですか。

○環境部長

業者の積算根拠については、今議員ご指摘のとおり、いろんな状況がありますので、業者側に要請をしてみたいというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

環境部が管理委託をさせている場所は、現在、寅吉と桃内、しかもこれは同一業者が桃内では入札行為によって受注している。寅吉では随意契約によって受注している。同一業者ですよ。これは不自然です。見積もり合わせによる随意契約を片方でしていきながら、同じ管理業務を入札です。会社会的な総合的な利益を考えると、これはいただけない。せっかく市長の判断で公募式指名競争入札を行ったわけですから、これは寅吉沢も同じ手法を導入して発注の公正を期すべきと、こう思いますけれども、ご所見はどうですか。

○助役

今の寅吉沢の産業廃棄物処分場の契約のあり方についてのご質問でありますけれども、今の処分場は、たしか昭和59年の開設以来、ずっと随契で更新をしている、こういう状況にあるわけです。

こういったいろんな施設の委託契約につきましては、最近の流れといいますか、3年ないし5年で1回競争入札させるというような流れになっていることもございますので、この施設も相当長くなっておりますから、そういったことを踏まえてですね、次期の契約更新のときにあわせて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

この管理委託業務であるとか、まあ随意契約ですね、随意契約は皆さんの庁内の清掃業務に見られるように、従来随意契約で行われていたものが徐々に入札行為にかわってきております。警備の方もそうです。清掃業務、警備業務、これは既に数年来取り組まれてきたことですから、この考え方に従えば、寅吉の随意契約を入札にするのも全く矛盾はないし、既に行われていることですから、流れとしてはあることですから、今ご答弁のありましたように、次期の契約更新のときに見直していただきたいと思います。

次に、これは長い間議論をしているんですけれども、仕様書の中にある下水道施設処理管理技師、これが必要要件となっております。入札資格になっています。しかし、これはこれまで何回か議会でご指摘申し上げたように、ごくごく特定の、小樽市内でいえば特定の企業しか持ち得ない資格なわけであります。それが、ましてや廃棄物最終処分場を運営するに当たっては、この下水道処理施設管理技師という名前すら出ていない。これは特定の事業者またはそのグループしか入札に参加できないという、そういう疑念がある。これは見直しをすべきであると。理事者の考えとは少し違うようでありますけれども、その辺はいかがですか。

○環境部長

今ご指摘の桃内最終処分場の水処理関係施設への有資格技術者の配置のことをございますけれども、私どもはそれなりの良好な維持管理をするために必要というふうな判断に立ったわけですが、いろいろご指摘の点もあります。

ただ、現処分場の業務委託がこの7月からスタートしたばかりというふうなことで、また、今言ったような意味で、本当に今後、これからスタートしたばかりの施設の中で水処理の業務が、施設の維持管理がどういうことになるかということの見きわめもしなければならないというふうにも考えられますので、一般的には3年ないし5年後というふうに考えておりますけれども、次期の入札時までの継続検討課題として、いろんな角度から検討して一定の結論を導き出すようなことで対応してまいりたいと思います。

○斉藤（裕）委員

3年から5年後というのは何ですか。見直しの時期という意味ですか、それとも再契約という意味ですか。

○環境部長

こういったある程度の資本投下といいますか、企業側からするとそういったことの資本投下といいますか、それを伴う施設の委託業務についての業者の更新というのは、契約は毎年年度ごとでございすけれども、入札行為によって、入札更新をするのは大体一般的に小樽市の基準では3年ないし5年ごとにやっているというふうに私は承知しておりますので、そのことを申し上げました。

○斉藤（裕）委員

それはね、桃内は、今回は来年の3月までなんです、契約が。2回目随意契約するなんていう話は一言も聞いてないです。それは間違いじゃないですか。発注前に、私はこの問題は何か、もちろん公募型指名競争入札にするべきだという主張をしたのは私ですから、副参事も含めてですね、いろいろ何回も打ち合わせをさせていただきましたよ。そのときに、来年の3月になったら随意契約するなんていう話はしていないし、次回は入札があると思ってますよ。それ3年なんていう話、今初めてですよ。どこの議事録探しても、3年やりますなんていう話ないはずですよ。決まってたんですか。

○助役

今環境部長が申し上げましたのは、一般的な委託契約、各施設の委託契約のあり方につきましては、毎年競争入札を行うというのは、やはりちょっとなじまないといいますか、そういうふうな流れから今まで随契約ずっと長かったわけですが、最近のいろんな流れからいっても3年ないし5年で1回競争入札をさせようというような状況になっているということを申し上げたわけでありまして、こういった施設もその部類に含まれるというような考え方には立っているわけでございすので、ご理解いただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

大事な点ですからね。副参事と私打ち合わせしたときには、来年も入札あると言っていましたね。今「言ってません」なんて言ってるけれども、そういう水かけ論になってくるわけでしょう。どうなんですか、それ。

○環境部副参事

公募型指名競争入札を導入する以前について、斉藤委員の方からいろいろご指摘があったことは承知してございます。ただ、その時点においても、この入札以降、例えば毎年度契約の中で入札行為を繰り返すと、そういったような趣旨の私は発言はしてございません。

○斉藤（裕）委員

それだったらね、また一からそれをやりませんか。

私は、うちの会派で下水道、稼働している施設を見にいきました。そして、ある疑問点があったから、実は昨日今日と水道局の施設を、それは事前に見にってもらった。その結果いろいろなことがわかった。そして、管理マニュアル、皆さんからもちょうだいした。その議論を本来だったらしようと思ってたんです。

大津部長の今言われた資本投下、今回の受注に当たって企業側が莫大な資本投下をしたという形跡はありますか。そういう答弁を繰り返していくと、また一からの議論になってくる。今日は、前段にお話ししましたように、委員長のもと各理事の皆さんとの協議の上の話ですから振り出しに戻すようなことしませんけれども、この部分はね、では後日やらせてもらいますよ。

今回、前段でいろいろ議会がごたごたしましたが、それ以上の明確なことがたくさんありますから、これは後日にします。

○斉藤（裕）委員

◎広域連合について

それで、広域連合との関係で質問をしようと思っておりました。本会議答弁でも、やはりこれから莫大な予算を投入した広域連合の発注が行われる。私たちは桃内の処分場のときに、あれだけごたごたしました。参考人招致まで行って、その結果、公明さんであるとか共産党さんであるとかの質疑の中で、非常におかしいんじゃないか、不

自然な点が幾つも出てきた。しかし、議会の限界、権限の限界というものもあって、結果、うやむやになったんです。

私が質問したのは、今でも覚えてますよ。わずか40メートルの送水管に、これが落札業者はメートル5,000円の見積もり、落札してない業者はメートル10万円。当時、水道局の方に質問をさせていただいて、メートル10万円の配管でどんなものですかと議会で聞きましたよ。数万戸の給水量だと。こんな疑義がありながら、疑念がありながら事業は進んでいったんです。だから本会議の質問で、透明性を確保していただきたいと改めて市長にお願いしたわけです。市長は前向きなご答弁をいただきました。

また、小樽市は広域連合に当たり、80%のごみを排出する、いわば主役みたいなものです。小樽市のその苦い経験をもとにですね、発注にかかわる苦い経験をもとに、8割を占める主体の小樽市として、これは事業の公正に留意してほしい。

そこで私は提言をしようと思ってます。これから焼却炉の選定だとかそういう話が始まるのでしょうかけれども、これは少なくとも公正取引委員会であるとかそういうところの指摘を受けた、排除勧告であるとか警告であるとか、そういった指摘を受けた企業は入り口から排除すべきです。通常、勧告というのは期間を設けられます。しかし、私たちが今取り組もうとしている広域連合だって、発注までは何カ月も1年間もあるわけです。実質的にノーペナなんです。だから、それは透明性の確保という立場から拡大解釈してその入り口をつぼめる。こういう行為が必要なんです。これは市長の政治的な判断ですから、市長にお尋ねしたいと思います。

○市長

広域連合の関係での発注の問題ですけれども、まだ広域連合できてませんので明確にお答えできませんけれども、いずれにしても透明性の確保というのはどこの自治体でも求められていることですから、当然そういったことに十分配慮しながら取り組まれるものと思いますし、広域連合自体も独自の議会なり持っているわけですから、そういう議論の中で進められるのではないかと、こう思います。

○斉藤(裕)委員

私の今提案させていただいた公取との関係はどうですか。私は具体的に言えばね、やはり皆さんの発注者側は、それは広域連合議会であろうと広域連合であろうと、またその主体の主なる大きなウエートを占める小樽市であろうと、何も根拠がなくて、あいつはいいとか、こいつはだめだとかということとはできないと思う。一つの目安というのは、私なりに考えると公取ぐらいだろうと。だけど、よくよく考えてみると、その期間というのは限定、公取の勧告かなんか受けた期間というのは指名しないのは当たり前の話ですから、それはさかのぼって見るというのが筋じゃないかと。市長、どうですか、この辺具体的に。

○市長

先ほど申し上げましたとおり、広域連合自体がまだ発足してないわけですから、今から明確に私の立場で申し上げるのもちょっと問題あるとは思いますが、当然そういったことに十分配慮しながら、あるいはまた広域連合の中でですね、そういった業者の選定に当たっては、こういったことにも十分配慮するようにと、こういうことは十分申し上げるべき事項だろうと、こう思います。

○斉藤(裕)委員

私がね、松本質問の中にもありましたけれども、心配したやりとりがこれなんですよ。広域連合がまだできていないから明確なことは言えない。しかし一方では、80%のごみ量を占める小樽市の意向には従ってもらおうと言ってる。つまり、答弁のときに使い分けになるわけです。

山田市長はお一人です。市長はお一人だけれども、広域連合の長として話されるときと小樽市長として話されるときと主張が変わってくるんだったらどうもならない。だからこそ、80%を占める小樽市の意見として、小樽市長として判断してそれを広域連合に反映させていただきたいと、こういう意見があったと。くどいようですがけれども、

もう一度だけ答弁してください。

○市長

広域連合の構成がどうなるかはわからない段階で、具体的には申し上げられないわけですが、それはご理解いただけたと思います。

ただ、80%というのは、統一したごみ処理基準をつくる場合には、小樽市が一番多いわけですから、そういったものを十分、たしか答えたと思ってますけれども、今ご指摘の点についてはですね、当然透明性の確保という問題もありますから、今ご指摘の点も含めて、広域連合を設置された段階では申し上げるといいですか、申し述べさせてもらいたいと思いますし、以前の段階、広域連合ができる前の段階でも当然そういう話はしていきたいと思います。

○斉藤(裕)委員

これで終わりますけれども、今回の私の質問は環境部とのやりとりでした。前新谷市長の時代を含め、小樽市の皆さんの売り物というのは横断行政的だったんです。なるべくプロジェクト化をしない、横断行政的、要するに横の風通しのいい形で、補い合って行政事務を進めていく。こういうことを一貫して言われてきた。

しかし、恐らく今回の環境部の答弁というのは、いろいろな工事を発注する土木部であるとか水道部であるとか建築都市部であるとか、そういうところでは口が割けても言えない答弁がたくさんあった。積算の問題、積算で積み上げですから、積み上げの問題、こういうのは手なれたところのアドバイスを受けるということが必要だったのだろうと、こう思うんです。そして、これは環境部と土木部、水道局に限ったわけではなくて、今回の議会は、観覧車の問題とか建築都市部の中の課でさえ風通しが悪かった。こういうことが残念ながら集中したんです。こういったことが、口だけの横断行政じゃなくてですね、機能としての行政というのをもう少し真剣に考えていただきたいと、こう思います。この件に関しては、助役に一言ご所見を伺いたいと思います。

○助役

全庁的な横断的な行政の執行をすべきだということにつきましては、ご意見のとおりでございまして、それをいかにして実務の面で生かしていくかということにつきましてはいろいろ課題がございますので、今回のいろんな点のことを踏まえまして、さらにまたいろんな機会を通じて、各部課長も入れましてですね、機会を見て意見交換をしてみたいというふうに思います。

それから、今の環境部の担当しておりますいろんな発注行為、発注事務、それにつきましては、これは当然施設をつくるに当たっての土木工事、建築工事、電気工事、そういったものはそれぞれの技術部門に工事依頼を出しまして、いろいろ説明してもらっているわけですが、1つは、今のこういった各施設を抱えております各現部につきましては、それぞれの委託事務というのは各現部、現部でやっておりますので、今までどおり、これは所管の部でやっていただくという以外に方法は今のところ考えられないわけですが、いずれにしても専門的な分野もあるわけですから、そういったところの技術職員の応援協力いただいて、適切な積算といいますか、委託の業務を進めていくように努めていきたいというふうに考えます。

○成田委員

◎広域化による生ごみの処理について

大変時間が押してきてますので、簡単に質疑させていただきますけれども、代表質問に伴いまして、担当の方へお尋ねしたいと思います。

最初に、焼却施設の経費がかさむものですから、経費を削減するために資源分別の徹底と焼却量の軽減化、これを図るために広域化による生ごみの処理についてお聞きをしたいと思います。

本市においては、昨年は30%の生ごみとお伺いしましたがけれども、今年度に入りましてどの程度になっているの

か、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○環境部長

今年度に入ってから、ごみ質の分析はやっておりませんから、はっきりしたことでは申し上げられませんが、極端に違うような状況ではないのではないかと。ただ、1つの影響があるとすれば、透明袋を採用したこと及び資源物、主に不燃物ですけれども、瓶、缶なんか、そういったものを別体制で収集したことによって、一般的に収集しているごみの中における生ごみの占める割合が若干動いているということは予想されますけれども、正確にはまだごみ質分析していませんので。ただ、いずれにしても、そう大きな変動があるというふうには見ておりません。

○成田委員

それで、広域化の中ですね、各市町村が広域化されると小樽へ来られると思いますので、その運ばれる生ごみの分析まではしてませんか。

○環境部副参事

北後志全体の可燃物中の厨芥量でございますけれども、全体で1万6,600トン余りになってございます。そのうち小樽市が1万1,134トン、北後志の5町村で5,505トン、このような内訳になってございます。これにつきましては、平成12年3月に策定しました北後志の基本計画の中で分析してございます。

○成田委員

かなり生ごみを燃焼するのには、熱効率というのは下がると思うんです。ここでお願いしておきたいんですけれども、熱効率を下げるというのは、特に燃料をたかなければならなくなります。そこで、生ごみを固形化するか乾燥化することによって、燃料が必要でなくなるものですから、その辺は広域化の中で話し合いはされる予定でしょうか。

○環境部長

まだ突き詰めた議論ということで最終結論では必ずしもありませんけれども、先ほど答弁で答えました昨年の基本計画をつくる過程の中で、その辺あたりのことを幹事会レベルで一定の検討をしております。

いろんな条件がある中で、今言ったような大部分を占める小樽市が、余り焼却に極端な影響を及ぼすというふうにならない、30%に満たないような状況の中であれば、焼却処理でやるのが、トータルな意味ですね、経済効率性ということもありますし、そういったようなことで、妥当なのではないかというふうなことの一定の方向は見出しているというふうにしています。

○成田委員

その中でですね、燃えやすいごみと熱効率の悪いごみとあると思いますので、そこでカロリー計算をやって焼却に入れた方がいいのではないかなと思うんですけれども、それぞれのカロリー計算は行われておるのでしょうか。

○環境部長

カロリー計算ですけれども、ごみ質分析をして、一定のそういった部分を含めた分析というのは一応しております。最終的に施設計画等の中で、そのカロリーの部分がどういうふうになるのかは、もう少し厳密にいろんな形で調査といいますか分析をして、これは委託業務ではなく、こういった中でその辺あたりの見きわめをつけていきたいと思います。

○成田委員

熱効率のいいものと悪いものとまぜて、できるだけ経費のかからないように進めていただきたいと思います。

○成田委員

◎焼却炉について

次に、焼却炉の中身、今使われています従来型の焼却炉と、それから、ガス化溶融炉の焼却炉ありますね。その

2つ以外にほかにありますか。

○環境部副参事

従来、基本計画の中で、ガス化溶融炉と、それから従来型の溶融炉、この2つの検討を重ねているわけですが、こうした理由はですね、焼却灰をどう取り扱うかという問題点でございます。

今現在、例えば天神の焼却場であれば、灰がそのまま埋立処分と、こういう状況になってございますけれども、現在の施設の中では、その灰を溶融いたしまして、ガス化溶融ですか、それとも従来型にプラス灰溶融をつけてですね、灰自体をスラグ化して無害なものにすると、こういったようなことが求められておりますので、今回の場合についてはそういう形で2つにしました。

ただ、あとほかのですね、従来型の中には階段式だとか流動床だとか、そういったような資料は聞いてございますけれども、そのほかのものについては私どもちょっとまだ承知をしてございません。

○成田委員

ガス化溶融炉の事故が1998年、一昨年にドイツで起きているんですね。その原因と様子について、知ってる範囲で結構ですが、お聞かせください。

○環境部副参事

ドイツの、場所は私今ちょっと忘れちゃったけれども、ガス化溶融炉が事故を起こして黒煙を出したと、こういう形には聞いてございました。聞くところによると、何かガス化溶融炉の中の配管にスプリングが挟まって、それが熱効率を悪くしてそういった状態になったというような状況は聞いております。

○成田委員

今後、広域連合の中で、施設を設置する段階だと思いますけれども、その安全性についてですね、近隣の住民の人たちに説明していかなければならないと思います。また、この間の市長の答弁の中に、専門家に説明させるんだということで答弁ありましたけれども、専門家とはどういう立場の人を言っているんでしょうか。

○環境部長

専門家の説明として、今、地域等の要望ということがあって、やることは私どもサイドでは考えておりますが、その講師としては、そのことを大学等の専門研究機関で専攻している方、あるいは、かつてそういったようなことを自治体において、北海道でいえば札幌市が一番典型的かと思いますが、札幌市なんかのそういう大都市で、常に、恒常的にそういった焼却場とかごみ処理施設の関係のプラント関係に携わってきた人、そういったような方たちを一応頭に置いております。

○成田委員

やはり地域の人が一番心配する部分だと思いますので、よく説明して進めてほしいと思います。

○久末委員

◎子育て教育について

このたびは一般質問の関連でお聞きしたいと思っております。

私は、このたび21世紀の教育についてということで質問して、そういった観点から教育についてお聞きしたわけなんですけれども、やはり教育の原点は家庭教育ではないかなと私いつも考えていることでありまして、そういうことについてお聞きしたいと思います。

子育ての一番の根っこにあるのはゼロ歳からの子育てではないかなということを常に感じておりまして、このたび、広報おたるの9月号に、「まだ見ぬ我が子に思いを馳せて」ということで、保健所の方でこういう、大変いいことだなというふうに思って読ませていただいたんですが、この中で、今まだいない赤ちゃんを想定して子育ての準備をするわけですから、その中で親の子育て教育を取り入れることができないのかなというふうに思ってい

ます。

といいますのは、なかなか講座を開きますから来てくださいと言われても、なかなか大人の方は何か用事持っておりまして、余り関心がなくて出てこれないので、こういう呼びかけをしたときに、この機会を上手にを使って講義をしたり、また、いろんな面での質問に応じてあげたりということで、やはり目で見ると読むというのはなかなか、一生懸命になる人は見てる方もあるかもしれませんが、やはりお話をしながら知識を知るというのもまた一つの方法ではないかなというふうに思っておりまして、これをちょっと保健所の方に、何かいい方法で、いい子供に育てるための親の教育をすることがあればお示ししていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○保健所藤井主幹

委員おっしゃるとおり、子育てに関しては非常に難しいことですし重要なことだと思っております。また、ゼロ歳児の子育てということは、人生の基本ということなので大切なことと考えておりまして、保健所で子育てにかかわるいろんな事業をしておりますけれども、何点かお話しした中で説明させていただきたいと思うんですけれども、今、広報に載っている両親学級のことなんですけれども、これは平成9年度から始めた事業で、ご夫婦で出席していただいて、妊娠期間を通じて、それから、今生まれてくるだろうお子さんのための育児に関する協力体制から、一緒に子育てをするという形でもって充実させていきたいということで出発しております。

なお、やっていること自体は、半日のことで非常に短い時間ですので、今は沐浴の実習だとか、それから、ビデオを見ながら親の心構えとか、子育てに関して説明しておりますけれども、委員おっしゃるように、本当にそこにゼロ歳児の子育てとか、心の教育を充実させていかなければならないと思っております。

また、そのほか母親学級だとか、それから、出生後に関しては、助産婦または保健婦が訪問指導しておりまして、その生活の中で状況を見ながら必要な指導をしているところです。

それからまた、今地域に帰っても相談する人がいないということも1ついろんな意味での不安感、どうしても不安感は募ると思いますので、その後、育児教室をしておりますけれども、これは2日ですので非常に短いので、今度は地域に帰って活用できるようにという形で、今、育児とか幼児のサークルが地域の中でもありますので、そこに結びつけたりして、どうしても周囲に協力者がいないということが問題を大きくしているみたいですので、その辺も力を入れていっているところです。

あと、そのほか乳児健診、7カ月、1歳半、3歳児の健診等で機会を捉えて新しい情報を流しながら、そして、お子さんたちの家庭がそれぞれ違いますので、状況を聞きながら、合った指導をしていきたいと思っております。

○久末委員

これは妊婦が病院でいろいろと体調を診ていただくわけなんですけれども、そういうときに、病院との連携をとりながら、保健所も、それから個人の産婦人科の病院とか、また大きな病院とか、そういうところとの連携をとりながら、少しでも多くの機関でそういう子育てについての母親の意識を、本当に今のこの「17歳」のいろんな問題とかそういうことは、私は、学校教育も大事ですけども、やはり子供のころの人間形成とか人格をつくるのは家庭の中からではないかなと思うんです。

私、去年ちょっと体験したことなんですけれども、役所の帰り、バスに乗りまして、そして乗りかえるために小樽駅のところで降りようとしたら、私の前に小さい、まだ本当に保育所とか幼稚園行くか行かないかぐらいの子供さんを連れたお母さんが、お母さんの前を子供が運転手さんに「ありがとうございます」と言って頭を下げて降りていったんですね。

私びっくりしまして、全然知らないお母さんだったんですけれども、降りてから「ちょっとお母さん」と声をかけまして、「子供さんは保育所とか幼稚園でこういうことを覚えたんですか」と聞きましたら、「行ってはまだいません。この子は私のまねをしてるんです」と言うんですね。そして、その「ありがとうございます」の意味が何も

わかってないと言うんですよ。

こういう小さい子が、もうお母さんのそういうことを見て、まねをして「ありがとうございました」を言ってバスをよちよちと降りていくのを見ましてですね、これが教育、これがしつけだなというふうに思いまして、私は本当に後で考えてみましてですね、こういうまだ何もわからない子供が、まねをすることが、やがてわかるようになったときに、ありがたいの意味がわかって、それを自分の経験の中でつくられていったときに、何かあったときに、すぐ感謝の気持ちでありがとうを言えるという、これはこのお母さんすばらしいなと思って。

「この子は何もわかってないんです、意味が」と言うんですよ。それでも、ちゃんと子供はまねをしています。ですから、私は代表質問の中でも言いましたけれども、親というのは本当に大切なものであって、子供は何でも親のまねをするわけですから、そのまねをする中で子育ての教育をきちっと親が自覚して子供に教育をしたときに、きちっとした人格形成ができるのではないかなと、もうそこから子供の性格ができていくわけですから、私、そのお母さんに「立派な子供さんに育ててくださいね」と言って別れたんですけども、本当にいい体験をさせていたんだなと思ひまして、今回も質問の中でこれを取り上げさせていただいたんですけども、やはりそうした親の姿勢が子供にきちっと反映されていく。やがて大人になったときに常識ある人間に育つのではないかなというのを自分が体験したものですから、一般質問でさせていただいたんですけども。

今言いましたように、病院とかそういうところとの連携なんかはとることできるんでしょうか。

○保健所藤井主幹

乳幼児健診に関してですけれども、4カ月、10カ月を委託しておりますし、それから、各小児科で受診した場合に、何か変だなというお子さんはもちろんこちらに連絡いただいていますし、それから、私たち、お子さんと接する機会が多いものですから、そのときに、もし医療機関にかかわっていれば、こちらから連絡を差し上げたりしながら、情報をいただいて、早めの行動というか、それはしております。

今後もそういうきめ細かい情報のやりとりの中で、保健所だけでは、しかねる部分たくさんあると思いますので、医療の主に小児科部分が関係出てくるかと思われますけれども、それは妊娠期の産婦人科、それから小児科、そしてまた幼児になってきますと、今度は福祉との関係もあると思いますので、そのあたりの連絡を密にしていきたいと思っております。

○久末委員

前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○久末委員

◎児童虐待について

次にですけれども、同じ家庭教育の中で、児童虐待について質問をさせていただきました。こんな恐ろしいことが小樽にもあるのかなと思ひましたら、虐待、程度はわかりませんが、あるというお話を聞きまして、本当に驚いたんですけども、それに対して市の方もいろいろと児童の虐待防止の連絡会議なども持っているというふうに聞いておまして、そして、市長さんの答弁では、関係機関とか広く市民の各層にこれをお願いをして、虐待の防止連絡協議会をつくるというふうになっておりますけれども、これはどのような方たちをお願いをして、そして、いつごろからこれをされるのか、もしおわかりでしたらお知らせください。

○福祉部次長

市内の関係団体の連絡協議会のようなものをつくる、これは当然かかわってくるとすれば、警察も当然のことですけれども、それから、庁内でいいますと福祉部、それから市民部もかかわってきますけれども、場合によっては保健所も。それから北海道、小樽市内にはございませんけれども、地方児童相談所が札幌にございますので、そういったところからまたアドバイスをいただくような関係で連絡協議会を設置していきたいと。また、民生・児童委員もございますし、学校というようなこともございます。また、地域の中で、いかにその虐待というものを早く発

見するかといいますか、そういった早く手だてしなければなりませんので、その地域の方々、どのような地域の方々に参加していただくかというのは、まだ具体的な検討をしておりませんが、そういった方々の参加もいただこうかと思っております。

それから、時期の問題ですけれども、これは年内はちょっと、今のところ市内、まず市内の連絡会議を設置、もう既にしておりますけれども、まず職員の、児童虐待とは何ぞやというのが知られていないというような部分がございますので、そういったところの、それからまた対応の仕方ですね、こういった部分での研修をまず行いまして、それから市民の方々にもその児童虐待の実態といいますか、何が児童虐待なのかということも広くお知らせしていくというのが、まず第1段階として実施していきたいと。

それから、関係機関の連絡協議会については、できれば来年早々にでも発足するようにですね、私どもとしては検討していきたい、考えていきたいと思っております。

○久末委員

悩んでいる方がいるというのは余り私もよく承知してなかったんですけれども、テレビなどで見ますと、昨年も40人も虐待で亡くなった子供さんとか、また母親が47人検挙されているというのも聞きまして、本当にいろいろと、今核家族の中で子育てですから、親もなかなか周りの人のいろんなお話を聞くチャンスがなくて、恐らく育児書とかそういうものを見ながらやっていると思うんですけれども、なかなか子供はそのとおりにいかなくて、いろいろ悩みの中でこういう実態も起きてくるのではないかなと思いますので、小樽でも何か大きなことにならないうちに、速やかにこれに対処していただきたいというふうに思っております。

○久末委員

◎小児専門の医療の充実について

それから、小樽病院にお聞きしたいと思います。

これは、先日、小樽病院の統廃合にあわせて小児専門の医療の充実をお願いしたわけでございまして、これも小児医療の患者の状態と、それに関連しまして収益の現状についてお聞きしたいのと、具体的に、この小児医療の充実強化に対する課題と方向性についてお答えができましたらお聞かせください。

○(樽病)医事課長

久末委員の前段の方の小児科医療の患者動態、それから、それに関連する収益のことでございます。この2点について私の方からお答え申し上げたいと思うんですが、ここ3年度、平成9年、平成10年、平成11年度、小児科の方の患者さんの動向でございますが、入院患者さん、概数でございますけれども、平成9年4,800人、平成10年4,100人、それから平成11年は3,900人と、やや減少傾向にございます。それから、外来の小児科の患者動態でございますが、平成9年1万8,000人、平成10年が1万7,000人、平成11年が1万5,000人と、これも減少傾向にございます。

それに関連する収益の状況でございますが、これは平成11年度の実績で概数で申し上げますと、入院は、当院は全部で11の診療科がございます。その中で、平成11年度収益が全診療科で42億1,900万円ほど。一番収益の多いのは内科の診療で、構成比で申し上げますと42.8%。小児科医療は3.4%と、そういう意味では11診療科の中では下の方にございます。それから、外来の方を申し上げますと、大体19億9,700万円ほど、全診療科。これは全部で12の診療科がございますが、その中でやはり内科が46.2%の収益構成比ですが、小児科は3.5%と、やはりこれも少ない収益動向になっております。

○(樽病)事務局長

ただいまご質問の小児医療の充実ということにつきましては、採算性の観点から申し上げますと、ただいま医事課長が申し上げましたように非常に大きな課題もございます。

しかし、将来、病院を新築する場合については、市長も本会議で答えをいたしました、小児医療は市立病院の重要な使命の一つだというぐあいに市長から答えをいたしました。それで今、ただいまご質問の今後の充実に向

けての方向性、課題といいますか、そうしたことについてのご質問でございましたけれども、いずれも今後関係機関との協議はございますけれども、大きく2つほどあると思います。

1つは、ただいま申し上げましたように、経営上あるいは診療報酬上いろいろ課題もございますので、現行私どもは一層の病診連携、いわゆる私どもの病院と近くにあるかかりつけ医といいますか、そういった病院、診療所との連携、こういったことが大切であろうと思いますので、そういった点でのシステムづくりが必要かなと思います。

2つ目につきましては、やはりいろいろご要望も来ているんでございますけれども、救急医療、小児救急に関する部分でないかと思います。特に現行制度でいきますと、夜間といいますか夕刻、それから早朝、この時間帯が夜間救急センターがクローズをしておりますので、この辺の対応につきましてですね、救急医療のあり方も含めて少し検討してまいりたい。これについては、今現実には院内では、もう新築を待たずして、このことについて病院としての取り組みが可能かどうか、あるいは難しいのであれば、どういう施設整備も含めて必要なのかと、そういう議論に今入ってございますので、もう少しお時間をいただきたい。

いずれにいたしましても、繰り返しになりますけれども、小児医療は市立病院が担うべき重要な診療科目と認識してございます。

○久末委員

お話よくわかりました。

本当に、だんだん減少はしていておりますけれども、現実には少子化の時代、やはり親にしてみれば、少ない子供であればなおさらのこと、夜中、それから、お休みの日に病気をしますと、もうどうしていいかわからないというのが本当に親の切実な気持ちだと思います。そのようなことで、大変なことだと思いますけれども、どうぞ市民のそういう子育てをしている人たちが少しでも安心して子育てのできるようなシステムをやっていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○新谷委員

◎介護保険について

介護保険の普通徴収に関してお尋ねします。

介護保険料の普通徴収のために、嘱託報酬と国保協会奨励金が240万円計上されておりますけれども、内容を説明してください。また、普通徴収対象者は何人おりますか。

○介護保険課長

介護保険料の普通徴収の関係でございますけれども、この介護保険料、いよいよ10月から徴収することになりましたけれども、この徴収体制をどうするかということで内部的に検討いたしまして、介護保険の被保険者と国保の加入者で重複する部分が相当数あると、こういうことがあります。また、これを別々に、介護保険と国保と別々に徴収しに行きますと、なかなか市民の方でも、今日は国保、明日は介護ということで、なかなか被保険者の方の理解が得られない。こういうような事情もあろうかということで考えてございました。また、一方の保険者の方でも、既存の市民部の方の徴収関係を活用する方が効率的な徴収ができると。こういったことで、この普通徴収の部分の徴収については市民部の保険年金課の方でやろうということで進めてございます。この関連の補正予算を今回計上したものでございます。

この内容でございますけれども、今現在、保険年金課で特別徴収員が14人の方がいらっしゃいます。この方々が介護保険料を徴収してきたときに、それに対する能率給というような形で報酬をお支払いいたします。これが16万計上してございます。それから、もう1つは、今、国保協会というのがございます。そこでも、その国保協会に加入をしている方で65歳以上の被保険者がいらっしゃいますと、国保料と一緒に介護保険料も徴収をしていただくと。こういうことで、この協会に対する謝礼、これが80万計上してございます。このほか、冒頭申し上げまし

た保険年金課の方でやっていただくということで、嘱託の事務員も2名新規に採用するということで、この嘱託報酬144万、合わせまして、今回補正で240万ということでございます。

また、普通徴収対象者でございますけれども、8月21日にお知らせをいたしました部分で6,708名、こういうことになってございます。

○新谷委員

今徴収方法についても伺いましたけれども、国保料金の徴収との関係ではどういうふうになりますか。

○介護保険課長

介護保険料の徴収の関係と国保料金の関係でございます。まず1つは、先ほど申し上げました国保協力会に加入している世帯に65歳以上の方がいらっしゃる場合に、国保料と合わせて介護保険料を納めていただく。これが1つございます。そのほか、もし納期限までに納入されませんで未納になった場合には、先ほど申し上げました14名の特別徴収員の方がその未納分を集めていただく。こういった二重構造で徴収をしていくということになります。また、このほか口座振替、それから自主納付、こういった部分もこのほかにはございます。

○新谷委員

普通徴収の実態ですけれども、何人で何件持つんですか。それから、これは嘱託職員でいいんでしょうか。

○保険年金課長

ただいまの普通徴収の対象人数でございますけれども、介護の1号普徴世帯の世帯数で、徴収は世帯ごとに歩くということで、約5,000世帯ほどと考えてございます。そのうち約600世帯ほどが未納世帯になるのではないかと思います。うふうに見込んでおりますけれども、これを単純に特別徴収員さん14人で割りますと、1人当たり40件程度となります。

それから、嘱託職員でいいのかということでございますけれども、滞納者対策につきまして保険年金課の方で対応することといたしましたけれども、その流れ、現行の流れでは、未納が発生した場合につきましては、まず嘱託徴収員さん、特別徴収員と言われる方ですけれども、この14人の方に当たっていただきます。それで対応が困難な場合につきましては、戻していただきまして、職員7名、それから滞納整理員という方が3名おりますけれども、この方たちが対応することになります。

それで、特別徴収員さんにつきましては、これまでに介護保険制度につきまして研修も積んでおりますし、戻された分につきましても含めまして特徴員さんの進行管理につきまして職員がバックアップをしてございますので、対応については心配ないかというふうに考えてございます。

○新谷委員

5,000世帯のうち600世帯が未納になるのではないかとこの予想ですね。いただいた資料によりますと、年金月1万5,000円、年額18万円以下の人で、平成13年度では3段階で年額2万7,810円ですね。14年度では全額払うことになりますから、3万7,080円と大変な負担になるわけです。これが夫婦ですと7万4,160円ということで、これに国保料が加算されると大変な負担で、とても払えないというようなことが目に見えているわけですね。

万が一、どうしても大変なので、医療はかかりたいけれども、介護保険料はとても払えないので保険料を払わないといった場合はどうなんですか。

○介護保険課長

介護保険料の未納の場合でございますけれども、2つございます。

まず1つは、納期限までにお金が入らない。督促をするわけでございますけれども、それでもお支払いにならないということになりますと、最終的には滞納処分ということになる場合もあるということでございます。

もう1つは、サービスを利用している方なんですけれども、給付の制限というのがございます。納期限から1年間未納でおりますと、まず最初は、100%一たんお支払いいただきまして、保険給付の90%の分を後ほどお返しする。

こういう償還払いということになります。それでもなお未納を続けて、1年半以上になりますと、今度は保険給付の支払いを一時差しとめる。こういうことになります。それでもなおかつお支払いいただけない、こういうことになりますと、差しとめている保険給付の中から保険料相当額を相殺をすると、いただくと。こういうようなことで、3段階制で給付の制限がされると、こういうふうになってございます。

○新谷委員

そんなことしたら本当にどうなるのかということですね。保険料も払えないのに、一遍に全額払えるわけがないと思うんです。本当にこの制度は冷たい制度でないかなと思いますけれども、生活保護受給者の保険料はどうなりますか。

○介護保険課長

生活保護受給者の保険料については生活保護費から全額支給をされる、こういう仕組みになってございます。

○新谷委員

それでは、この年金1万5,000円以下の方々は生保受給者よりも悪くなるという、そういう制度ですね。

現在、10月から65歳以上の高齢者の年金から介護保険料が天引きされますね。特別徴収の方ですけれども、9月までに788件の意見、また疑問が寄せられているということですから、その内容をお知らせください。

○介護保険課長

通知をいたしましてから2週間の時点のいろいろな問い合わせの内容、主なものについて申し上げます。

まず1つには、サービスを利用しなくても保険料を納めなければならないのかと、こういったことがございました。また、もう1つは特別徴収の関係でございしますが、自分の了解も得ないで年金から天引きするのは納得できない、こういったご意見。あるいは、年金を受給していないのに保険料を払うのは納得できない。こういったご意見もございました。

また一方、保険料の使い道がわからない。明確にしてほしい。こういったご意見もいただきました。また、そのほか、その方の世帯の中で国保料との関係でのお問い合わせ、あるいは、今回の普通徴収の方のお知らせにあわせて口座振替の申込書、これもお送りしております。記載方法の書き方もお送りしたんですけれども、具体的な書き方の問い合わせ、それも相当数ございました。

○新谷委員

大変な不満の内容だと思うんですけれども、今でも市民が、ふんまんやる方ない実態では、月額1万5,000円以下の方から本当に介護保険料を徴収できるとお考えですか。

○介護保険課長

介護保険料の徴収の仕組みでございしますが、この介護保険料、これは委員もご存じのとおり、高齢化が今後どんどん進む、そういった中で、将来的にこの介護を高齢者の方も若い世代もみんなで支えていこうと、こういったことで、この保険料をいただくというふうになったものでございます。

そういった中で、実際にいただく、納付していただく方法に2種類ございまして、1つは、月に年金を1万5,000円以上もらっている方については、その年金から天引きをしていく。そのほかの方については普通徴収ということで、納付書によって納めていただくということでございまして、先ほどご指摘のありました月額1万5,000円以下の年金者からも徴収するのとかというお尋ねでございしますが、必ずしも年金だけで生活をしている、こういった方は極めて少ないのではなかろうかなと。ほかの収入もあって生活をなさっていると、こういうふうにご覧いただきまして、今後とも、9月15日号で保険料の特集も広報で組みましたし、今、10月には冊子の中でその保険料の使い道だとか制度の内容なんかのことの周知をいたしますので、引き続き制度の理解を求めながら、この保険料の徴収に当たっていきたく、こういうふうにご覧いただいているところであります。

○新谷委員

さっきの意見、疑問の中にもたくさんありましたけれども、介護保険は受けないから保険料も払わないという意見も強くありますね。医療保険と違って、利用するかどうかかわからない介護にはお金を出せない。こういうことを見越して保険料を年金から天引きすると、こういう制度になったのではないですか。

○介護保険課長

保険料の特別徴収の関係でございますけれども、この趣旨として私どもが聞いてございますのは、まず被保険者の方の利便を図る。納め忘れ、あるいは毎月毎月納付する、こういった手間を省く、こういった観点が一番大きいと、こういうふうに聞いておるところでございます。

○新谷委員

4月から介護保険サービスで受けたくても利用者が多くて待機させられているという例はありますか。

○介護保険課長

8月末の時点で待機がある部分について申し上げますが、通所介護、デイ・サービスでは12名。それから通所リハビリ、デイ・ケアと言ってますけれども、これが11名。そのほか、特別養護老人ホーム、入りたいと言ってる方が396名。こういったところが待機状況でございます。

○新谷委員

特養は相変わらず多いですね。

3月までですけれども、デイ・サービスが一番高くなったと思うんですけれども、これまで週2回行ってたけれども、利用料が高くなって4月からは週1回にした。こういうようなケースは把握していらっしゃいますか。

○介護保険課長

デイ・サービスの利用の状況でございますが、市内の事業所からは毎月利用状況はいただいておりますが、今ご指摘の、利用料が高くて減らしたかどうか、こちらの具体的な把握はまだいたしておりません。

○新谷委員

それはきちっと把握すべきではないかなと思いますけれども、私たち、介護保険が始まりましてから各施設を訪問しまして、デイサービスセンターにも行きました。そうしたら、やはり利用料が高くなってサービスをやめたという人が、そのときに5%ほどいました。

今までは2回行って、本当に皆さんと、仲間と触れ合ってたけれども、お金がかかるようになって、1回になってすごく寂しいという、そういう声も聞いています。こういう問題がたくさんあるのに、10月からの保険料徴収実施、これは妥当だと判断されますか。

○福祉部長

市長から本会議でご答弁申し上げておりますけれども、今お話ありました65歳以上の第1号被保険者につきましては、昨年の政府の特別対策によりまして、制度の助走期間と申しますか、そういう意味で半年は無料、それから1年は半額ということでスタートしております。一方、40歳から64歳までの第2号被保険者につきましては、もう既に保険料を納めるということになっておりまして、延期などは考えておりませんので、結局、負担の公平性を欠くこととなりますので、延期等については考えられませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○新谷委員

公平性とおっしゃいますけれども、年金1万5,000円の方から徴収するというのは本当に酷だと思うんです。

昨日の北海道新聞には、留萌と稚内市で第1号被保険者の低所得者の保険料を全額免除にすることとを決めたということが報道されていまして。やはりこういう制度はだんだん実施にしたがって不満がたくさん出てくると思うんです。お金がなくて払えないという状況も本当に出てくると思いますので、状況をよく調べて、全国市長会を通して国に保険料の徴収延期を申し入れるべきだと思います。それと、ほかの市でもやっているのですから、市独自で減免または免除の制度をつくるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○福祉部長

全国市長会につきましては、従来からもずっと全国市長会が国の方に要望しているということでございます。特に低所得者対策については万全にということで要望をしていたところでございます。

なお、市独自の減免といいますか、留萌、稚内の新聞も見ましたが、これも従来から議論ございまして、市長からご答弁申し上げておりますように、全額徴収するまでの間に期間がございますので、全国市長会等の推移を見ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

◎新しい歴史教科書をつくる会について

それでは、次に教育委員会にお尋ねします。

新しい歴史教科書をつくる会の件に関してですけれども、今年5月から6月にかけて全国の市町村教育委員会にPHP研究所発行の『歴史教科書が危ない 国民の油断』この本ですけれども、という本を送ってきていますね。何冊送ってきましたか。

○(学教)総務課長

5冊でございます。

○新谷委員

これ以前に、同じような中身だと思うんですけれども、昨年10月に発行した『国民の歴史』という本も送ってきてますね。

○(学教)総務課長

同じく5冊、これにつきましては持参されてきております。5冊教育委員会の方に届けられております。

○新谷委員

2回にわたって送ってきた、または持参してきた本をどう処理されましたか。

○(学教)総務課長

それにつきましては、各委員あてにお渡しくださいということなものですので、そのまま教育委員の方にお渡ししてございます。

○新谷委員

では、その渡す前にですね、この本の中身をごらんになりましたか。

○(学教)総務課長

特に読んでおりません。

○新谷委員

『国民の歴史』という本は、新しい歴史教科書をつくる会が発行する教科書のパイロット版なんですね。侵略戦争とか植民地支配などに対して、反省は一切なく、戦争を肯定した内容のものなんです。全国各地に大量に無料配布されて、冊数は1万冊以上、それから、1億円以上になるといわれています。東京都中野区では、教育長が不用意に定例校長会で全員に配り、大問題になって区議会で謝罪したということがありましたが、教育長はこのことをご存じでしたか。

○教育長

今初めてお聞きしました。私のところにも送られてきているそうですが、私は見ておりません。

○新谷委員

その本だと思うんですけれども、全部は読みませんが読んでみました。この中で、やはり内容がひどくてね、太平洋戦争は大東亜戦争だったと。このおかげで東南アジア諸国は独立ができて、アジアは日本に感謝している。反日感情に固まっているのは中国と朝鮮だけだ。従軍慰安婦問題は政治的な策略で、昔から軍隊と娼婦の問題

はあるんだ。強制連行はなくて、応募したものとか。それから、南京虐殺も歴史的事実が確定していないことを書く雰囲気的主観だというふうに、非常に歴史の真実と明らかになっていることについても否定して書いてる本なんです。

おまけに、教科書をよくするのも悪くするのも教育委員会の立ち直りいかんだと、こういうことまで言ってるんです。教科書を悪くした最大の犯人は採択のシステムだというふうに干渉してるんですね。目次を見ただけでもそれははっきりわかるんです。歴史の事実をねじ曲げて、そういうものに目も通さないで書かれていることは問題ではないでしょうか。

○(学教)総務課長

私も、委員あてにダイレクトメール的なものが送られてくるケースがございます。その内容ですね、本といいましても相当、『国民の歴史』なるものは相当厚い本でございまして、なかなか読み切れない内容でございます。そういうことで、来たものにつきましてはですね、持ってきたものについては、読む読まないは教育委員さんの自由ということでお渡しはしております。

○新谷委員

そのこと自体問題じゃないですか。教育基本法の10条では「不当な支配に服することなく」というふうなことをうたっていますけれども、やはり歴史をね、ちゃんと真実を見ることが大事だと思うんですね。送られてきたものを何でもいいとしたら、どんな本でもいいということになるんじゃないですか。

○(学教)総務課長

委員個人あてにですね、委員さんにお渡しくださいというものにつきまして、渡さないというわけにいかないものですから、一応お渡しして、読む読まないは個人の自由にお任せすると、こういうことで考えております。

○新谷委員

こういう本を配るということが、贈与するということは独占禁止法で禁じられている違法行為だということをご存じで配付したんですか。

○(学教)総務課長

私どもは送られてきたものにつきましては、そういうことは承知しておりません。

○新谷委員

独占禁止法に基づく特殊指定なんですけれども、教科書選択関係者に金品、物品を贈与することは違法行為として禁じられています。物品には当然書籍も含まれるわけですから、『国民の歴史』とか『国民の油断』を学校、教育委員に配ったのは、特殊指定が禁止している物品の供与に当たるものですね。これは、こういうことがわかった以上は速やかに回収すべきだと思いますが、いかがですか。

○(学教)総務課長

今、委員さんの方にですね、今現在手元にあるかどうか、私、新谷委員からそういうお話があったものですから、ちょっと聞いてみたんですが、本そのものがですね、特に読んでいないということで、どこにあるかわからないというような状況がありますので、気にすることでないという理解しております。

○新谷委員

気にすることではなくて、やはりそういう法律で違反していることをやるということが問題なんですね。この新しい歴史をつくる会では、教科書に採用するに当たっての、それから、教科書採択制度に対して教育委員会が採択権を行使できない制度は違法として、とんでもないキャンペーンを張ってるわけなんですけれども、展開しているんですけれども、小樽に対しては何かこういう動きありますか。

○指導室長

教科書の採択につきましては教育委員会の所管事項と、教育委員会で所管しておりますけれども、私どもについ

てはそういう内容のものはありません。

○新谷委員

これから干渉が始まるかもしれませんが、断固断るべきだと思います。

それと、先ほど申しましたけれども、どんな本でも、持ってきたら配ればいいというものでないですので、内容をよく吟味して、教育委員会としてこういうふうにあるべきだということをきちっとしていくべきだと思います。

○新谷委員

◎中学校の適正配置について

次に、中学校の適配問題に移らせていただきます。

資料をいただきまして、教職員、事務、それから用務員などの配置数についてですけれども、適正配置後と現行の違いを見ると、教諭は平成13年度は94人にふえているものの、15年には71人でマイナス15人ですね。しかし、現行の場合を比べると、13年度は87人で15年度は82人でマイナス5人です。養護教諭は適配で3人減らされて5人、これが15年度もそのままです。それから、用務員は適配で1人減らされて、さらに15年では2人減って7人になります。しかし、現行の場合は13年度には1人減るけれども、15年度も同数。それから、養護教諭、事務員ですね、現行ですと8人のままで推移します。

適配と現行の場合を比べると、明らかに適配完成後の15年度においては減らされますね。

合計、教諭、養護、事務、用務員、22人減ります。さらに管理職も6人減るということは、計画自体がリストラの計画そのものではないでしょうか。

○(学教)総務課長

これはあくまで、適正配置後という数字につきましてはですね、この適正配置計画が実施計画どおり推移したと仮定した場合の数字でございまして、これはあくまで定数で押さえた数字でございまして、そして、この数字、13年度につきましては、そういうことで養護教諭なり事務職員なり用務員なり加配ということでお願いしておりまして、15年度の部分につきましてはですね、確かに数的には減ってございますけれども、現行と比べますと、教諭の部分で見ますと84人に対して70ということで、極端な減となっているとは考えておりません。

○新谷委員

この計画でいくと、若い教職員の新規採用というのはどういうふうになるんですか。

○(学教)総務課長

これにつきましては、退職者数のこともございますので、一概に定数上若干減ったとしても、そのほかに異動がございまして、その欠員ということもございまして、一概には数はわからないんですけれども、ある程度の新規採用職員といいますか、それにつきましては確保できるものと考えております。

○新谷委員

養護教諭1人当たりに対しての生徒数を見ますと、明らかに適配では人数が多くなりますね。中学校では保健室が生徒の心のよりどころになっている部分も大変大きいと聞いています。養護教諭の役割も大きいと思うんですけれども、人数が多くなることによって、今まではしょっちゅう行けたものが、今度は少なく、余り行けなくなったと、そういう機会が少なくなることはないですか。

○(学教)総務課長

現行と適正配置後の数字を比べますと、確かに数は多くなってございますけれども、現在も、例えば、これよりも規模の大きい学校につきましては、例えば長橋中であれば養護教諭1人当たり、今年度で申しますと438名という生徒数になってございます。そのほかに、この適配関係等でこの規模よりも大きい学校、300、400という学校がそのほかに5校ほどございまして、それらについては現在においても養護教諭1人でそれだけの生徒数なり児童数を賄っているということで、そういうことで極端な減数になるということはないというふうに考えています。

○新谷委員

次に、教諭1人当たりの生徒数を見ると、適配では15年度において1人当たり17.03人ですね。現行の場合ですと16.41人です。そんなに差はないじゃないかと言うかもしれませんが、プラス、今の養護教諭1人当たりに対しての生徒数が多くなるということでは、むしろ教育条件がよくなるどころか反対に悪化するという事にならないですか。

○(学教)総務課長

今回、教諭数の1人当たりの生徒数は確かにふえますけれども、それによりましてクラスにおける活気だとか、切磋琢磨すること、そういうものがまた、そういう面での教育条件が向上するということでですね、数そのものがふえることによって教育条件が悪くなるというふうには考えておりません。

○新谷委員

平成12年度の児童・生徒数が1万1,211人で、平成17年度は9,950人と減るわけですが、教職員の定数の方でいくと、専任免許を確保するためには、また学校の統廃合を繰り返さなければならないということにはなりませんか。

○(学教)総務課長

現在におきましては、まだそこまでは考えていません。

○新谷委員

その免許外の教諭をなくするということが最大の目玉だったんじゃないですか。

○(学教)総務課長

規模が小さくなればですね、教育長の方から本会議でもご答弁申し上げてございますけれども、今まで第6次の教職員の定数改善が行われてきたわけですが、来年度から第7次の定数改善、それが入ってきます。そこで定数を活用しまして、5年間で2万数千人ということではいわれておりまして、それらの数を使っていきながら、専任免許といえますか、そういうものを確保していきたいと、このように考えてます。

○新谷委員

この計画ですけれども、父母や地域住民の理解を得て進めてきているんだということを何回も答弁していらっしゃいますけれども、何をもちえてそう判断しているのか。

○(学教)川原主幹

私も、1月に実施計画案という形を策定をいたしまして、関係の16校の保護者の説明会、それと地域住民の説明会を行ってまいりました。その中でいろいろご意見をいただいたわけですが、1つは、実施方法について再検討すべきではないのか。これにつきましては3月の段階で関連小中合わせて16校の保護者と児童・生徒についてアンケートをいただいた。また、その中で適正配置についての意見をいただいたわけですが、第3案というような、3年生の方向で卒業するという方法で進めていきたいということで決めた。

それと、通学区域の見直しということでは、学校が遠くなるというご意見がありましたけれども、これについては弾力的な対応を行っていききたいと、こういう方向で検討してまいりました。また、受け入れ体制の整備ということでは、受け入れ校の施設整備ですとか、生徒の不安の対応ということでは、関連校入学協議会、こういったものを設置をして検討していく。

こういった検討を重ねまして、第2回の説明会を開催したところでございますけれども、第2回の説明会におきましては、ほとんどのご意見というのが教員の増員を求める、早急に対応してほしいですとか、それから、受け入れ体制の整備ですとか、そういった今後の実施に当たっての対応を求める意見が多かったというようなことから、教育委員会としては総体的に理解は得られたという判断をいたしまして実施計画を検討してまいったということです。

○新谷委員

何度も言いますが、今年1月の保護者説明会、地域住民説明会、私もこれに出ました。もっと時間をかけて話し合いだとか検討すべきだという意見が多かったですね。非常に不満が出されてました。それで3月にアンケート調査をすることになったわけですね。

ところが、このアンケート調査自体が、統廃合を進めるという、そういう前提のもとで、不備なアンケートだったわけでしょう。その不備なアンケートでさえ、計画を中止してほしいとか、もっと時間をかけてという意見が圧倒的だったですよ。これは川原主幹から答弁いただいたときに、意見・要望の387件のうち100件が、こういう中止または時間をかけて延ばしてほしいという意見でした。それから、不安を持っている人が113人ですね。それに対して、友人がふえて部活も活発になるからいいと答えたのはたった27件です。これ7%ですね。とても理解しているというふうには思えないと思うんです。圧倒的多くの子供、保護者、納得してないと思うんです。2回目に行った5月の説明、アンケートに対しての説明会では、出席者がトータル201人です。前回411人に対して半分以下です。これで理解を得たというふうにいえるんですか。

○(学教)川原主幹

子供のアンケートの中では、一番多かったのが不安の対応ということが、保護者、それから子供から一番多く出されたところかなと思ってございます。そのほかに、学校環境について、通学区域について、それから、中止してほしい、もっと時間をかけてすべきだというご意見も多数ございました。ただ、不安等の対応、通学区域、学校環境につきましては、今後私ども教育委員会が検討し、また関連する学校で協議をしていくことによって対応できるということで考えているところでございます。

2回目の説明会でございますけれども、1回目を下回ったわけでございますが、先ほど申し上げましたように、第1回目で出されました意見・要望、これを教育委員会で検討いたしまして、実施方法についてアンケートの結果を踏まえて変更した。通学区域も弾力的な対応をします。ということで、第2回目の説明会の保護者の案内とともに、教育委員会の実施計画の考え方ということで、それらについて変更すべきところは変更し、追加すべきところを追加した考え方を事前にお示しをして、検討していただいて、2回目の説明会でご意見を伺うということで進めてまいりました。

説明会の中でもご意見をいただいたわけでございますが、今回の考え方につきましては、教育委員会としてはその計画の実施方法の見直し、それから、通学区域も役所的でなくてよかったと、こういうようなご意見もいただいたところでございまして、事前の配付によりまして、保護者の皆さんがこの計画に対してご理解を示していただいたということですね、1回目の説明会より出席者は減ったのではないかとこのように考えております。

○新谷委員

2回目の出席者が非常に少なかった。その中でいろいろ要望出たのは当然だと思いますけれども、これで理解を得て進めたというのは非常に問題だと思うんですけれども。この計画の中で子供の意見がほとんど見えてませんね。子供たちがどういう要望があるのかということは実際示されていません。一つの中学校で行った生徒に対するアンケートでは、現2年生が1年生のときだったんですけれども、こういう計画はやめてほしいというのが82%でしたよね。反対が82%です。3月のアンケートの時点で、これはまだ小学生でしたね、今の1年生。中学に入学してから、やはり考え方や自分の意見というものははっきりしてくると思うんですけれども、入学以来の子供たちの意見というのを聞いたことがあるんですか。

○(学教)川原主幹

子供の意見ということでございますけれども、私ども、保護者説明会を2回開催をしてございますけれども、その中でも先生から生徒の意見が発表され、また、保護者の方が、子供がこう言っている、子供はこう考えていると、子供を代弁するご意見もいただいているところでございます。また、先ほども申し上げましたけれども、実施方法

のアンケート調査の中で配置についてのご意見もいただいております。現在、私ども実施計画という形で決定をいたしました。今後、学校におきまして、学校を通じまして生徒の意見を聞いていく考えでございます。

○新谷委員

入学以来の今の1年生の意見・要望を聞いたかということなんですけれども。

○(学教)川原主幹

入学以来ということで、今回、実施方法のアンケートをいただいたのが今年の3月ということで、そのときは小学校6年生、対象校全部のアンケートをいただいたわけでございます。実施方法について、最終的にアンケート結果を踏まえて、3年生は母校で残るという形で決定をしたわけございまして、実施方法についてはそれで進めていくということで今回決定いたしました。改めてそのことについて、それから、適正配置についてご意見は聞いておりませんけれども、今後、関連校の協議というのが進んでまいりますので、その中で生徒の意見を聞いていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

石山中学校でも、それから東山中学校でも、現1年生は大変仲がよくて、今の学校で卒業したいというふうに言ってるんですね。ある学校でのアンケートですけれども、適配に賛成の子供というのは21%なんです。半分は反対しているんですね。子供の権利条約を認めますけれども、自己の見解をまとめる力のある子供に対しては、自由に自己の見解を表明する権利を保障し、また正当に重視されるべきだということも述べられていますよね。このことに対してはどうお考えですか。

○学校教育部長

子供の意見表明権の関係でございますけれども、ご指摘のとおり、私どもといたしましては子供の意見表明権というのは尊重すべきものであり、されるべきものだ、という立場には全く変わりありません。そういった中で、保護者の方から、子供の意見を聞くべきだと、こういったことがございましたので、私どもは3月に、一番当時関心の、あるいは要望の高かった実施方法についてアンケート、こういった形の中で子供の意見を聞いたと、こういったことでございます。これにつきましては、これからこの適正配置が確定いただいたということになりますと、私どもはその時点でまた子供の方にご説明し、そして子供の不安を解消するように努めていかなければならない、あるいは理解を得るように努めていかなければならない、そのように考えてございます。

○新谷委員

半分は反対しているのに進めるということが問題じゃないですか。

6月1日の特別委員会で教職員の加配の問題について、教育長は、既にこの時点で後志教育局に3回、それから道教委職員課に2回行っていると答弁していらっしゃいましたよね。適正配置計画による、この教職員加配を望む声が大きくなったからということを経由にしていましてけれども、それはいつ判断したんですか。行くという計画を立てた、その判断です。

○教育長

お父さんお母さん、それから先生方から加配の要望がありましたし、議会の特別委員会のご論議の中でも、各会派から教職員の配置について要望してほしい、それが必要ではないか、例えばそれがだめだったら小樽市自体の独自の採用も考えるべきだ、というご論議も踏まえて、私の方では5回教育委員会の方に出かけたということでございます。

○新谷委員

ですけど、私たちに示した資料では、1月21日から2月1日の1回目の説明会では、その声はほとんどなかったですね。3月に行ったアンケートでは387件の意見・要望のうち51件がそういう意見でした。13%ですね。このアンケートに対し、さらに説明をしたのは5月11日から5月25日ですね。この6月1日の間、土曜日、日曜日除く

と4日しかないんですけども、この4日の間にね、意見が多かったからといって、4日の間に5回も行ったんですか。

○教育長

4日の間ということではありません。私どもは、母校で第3学年が卒業するという時点で、教職員については標準法で6人しかいないということを考えましたので、その事情の説明を含めて教育委員会に足を運んだものでございまして、時期の限定はしておりません。

○新谷委員

ですけれども、その加配について行ったというふうに答えていらっしゃったんですね。

私が言いたいのは、保護者とか子供のそういう要望を聞いて、それで進めているということなんですけれども、私たちに示した資料では、2回目の説明会のときにこういう声が大きくなった。これしか示されていないんです。それ以前に進めるということはちょっと拙速なんじゃないですかということですよ。

○教育長

加配の段階でも、2つの中身がございまして、第3学年で母校で卒業という場合には、標準法で校長含めて6人ということです。ですから、それでは主要教科の教育ができないので、実際に教科の指導に当たる先生方について加配をしてほしいというのが第1段階でした。しかし、その後、学校からご意見が出ましたのは、教頭、事務職員、養護教諭についても加配を要望してくれと、設置するように要望してくれと。それは標準法にないことでしたので、改めて足を運んで説明、2段階にわたる説明をしたということです。ご理解いただきたいと思います。

○新谷委員

昨日も子供たちと父母、地域住民を不安に陥れている石山、東山、住吉の各中学校の廃校計画を撤回してくださいという要請に、各会派にも行きましたと思いますけれども、来ましたよね。13年度実施延期、それから白紙撤回を求める、こういう陳情も出ています。

これ自体が、まだまだ住民合意、市民合意を得られているということではないんじゃないですか。

○学校教育部長

私どもの理解度といたしましては、総体的に判断した場合に、この学校の適配に理解をいただいている、こういう立場に立ってございますので、計画どおり私どもは進めてまいりたいと、そのように思っております。

○新谷委員

1973年の文部省の初等教育局長管理局長通達「公立小中学校の統合について」では、学校規模を重視する余り無理な学校統合を避けること、それから、学校の持つ地域的意義などを考えて、十分に地域住民の理解と協力を行うよう努めるとあります。ですから、この通達生きてるわけですね。そうすると、まだまだ理解を得られていないものに進めるのは、こういうことにも違反することじゃないですか。

○教育長

その通達は昭和38年から47～48年ごろまで、都市の膨張とか町村合併がありまして、学校の配置について総合的に検討しなければいけないという事情がございましてその通知が出されたものでございます。現在は逆に少子化といますか、生徒が減少することによって対応しようということで、その方法として、通学区域の見直しとか、あるいは学校新設による統合とかいろいろな手段がとられるということで、そのときのいわゆる学校を取り巻く環境が違っておりますので、その辺ご理解をいただければと思います。

○新谷委員

私は、やはりこの計画はまだまだ理解を得ているとは思えないです。つい先日、3町では住民合意が得られずに小中学校の統廃合計画が白紙に戻されましたね。小樽でもまだまだ合意が得られていないわけですから、計画を白紙に戻し、やり直すべきだということを申し上げたいと思います。いかがですか。

○教育長

3町の場合には、学校の建設位置をめぐって合意が得られないということで、統合計画を進めるという基本方針についての変更はないという、そういうふうに説明を受けておりますので、そのように私は理解しております。小樽市の事情とはおのずから違いますので、それと倣うというような考えは全くございません。

○委員長

質疑を終結し、散会いたします。